

富山県警察職員の名刺の様式について（例規通達）

この度、富山県警察職員（警察官、事務吏員及び技術吏員をいう。）の名刺の様式を次のとおり定め、昭和 63 年 3 月 20 日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、従前の様式による名刺は、使い終わるまでの間、これを使用できるものとする。

記

1 様式

名刺の様式は、別記様式のとおりとする。

2 規格

(1) 用紙

用紙は、縦 9.0 センチメートル、横 5.5 センチメートルの白色とする。

(2) 活字の書体

活字の書体は、原則として、楷書体とする。

3 記載事項

名刺の表面及び裏面に記載することができる事項は、次のとおりとする。

(1) 表面

ア 基本的記載事項

基本的記載事項は、所属、課、係、交番又は駐在所、職、階級、氏名、勤務先の郵便番号、住所及び電話番号とする。

イ 情報の追加

基本的記載事項のほか、次の情報を追加できることとする。

(ア) 富山県警察シンボルマスコット「立山くん」（別記様式記載例に示した原画を使用するものとする。）

(イ) 氏名漢字振り仮名（ひらがな又はへボン式ローマ字表記）

(ウ) 富山県警察のホームページアドレス

(2) 裏面

裏面に記載できる事項は、次のとおりとする。ただし、裏面に記載する場合は、所属長の承認を受けるものとする。

ア 警察の相談窓口又は情報提供の電話番号の表示

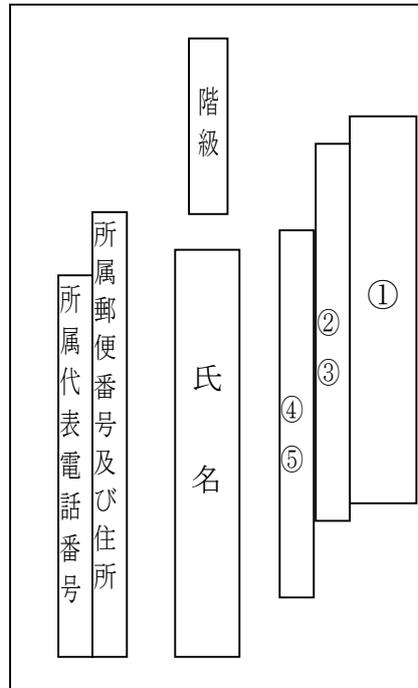
相談 110 番、女性被害 110 番、ストーカー相談電話、ヤングテレホンコーナー、拳銃 110 番、いじめ 110 番、採用フリーダイヤル、道路交通情報電話番号など

イ 基本項目の英語表記その他業務上必要と認められる事項の表示

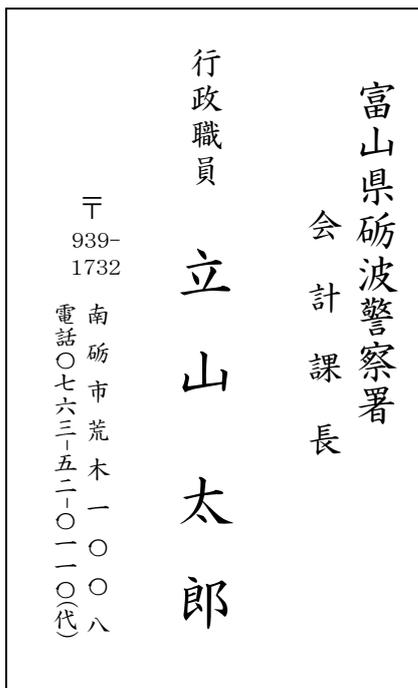
別記様式

名刺の様式は下記のとおりとし、各欄に入れる語句は別表第1、職及び階級については別表第2に示すとおりとする。

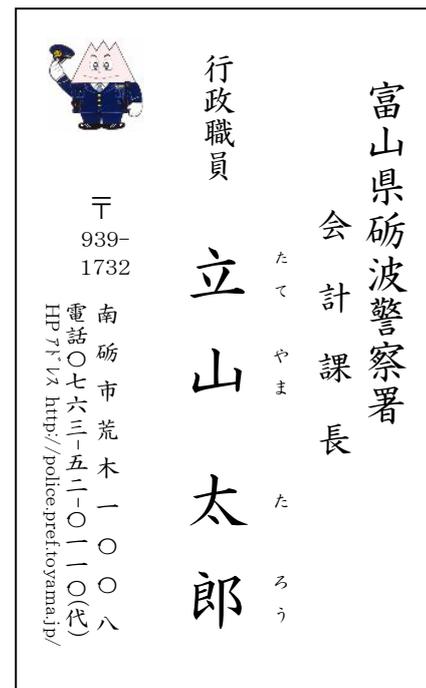
【 縦版縦書 】



縦版縦書（基本）の記載例



縦版縦書（情報追加）の記載例



【 横版横書 】

①	
②	③
④	⑤
階 級	氏 名
所屬郵便番号及び住所	
所屬代表電話番号	

横版横書（基本）の記載例

富山県警察本部
警務部警務課
企画調整第一係長
警部補 立山太郎
〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号
電話 076-441-2211 (代)

横版横書（情報追加）の記載例

富山県警察本部	
警務部警務課	
企画調整第一係長	
たて やま た ろう	
警部補 立山太郎	
〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号	
電話 076-441-2211 (代)	
HPアドレス http://police.pref.toyama.jp/	

別表第1

区 分	丸数字の内容
警察本部長	①職名
上記以外の警察本部職員	①「富山県警察本部」
部長	②職名
部に置く職	②部名、③職名
所属に置く職	②部名、③所属名（所属長の場合「(所属名)長」）、④職名
係に置く職	②部名、③所属名、④係名（係長の場合「〇〇係長」）、⑤職名（係長、係員の場合は未記入）
警察署長	①「富山県〇〇警察署長」
警察署職員	①「富山県〇〇警察署」
警察署に置く職	②職名（管理官の場合、職名の後に「(管理官)」、調査官の場合も同様とする。）
警察署の課に置く職	②課名（課長の場合「〇〇課長」）、③職名
警察署の係に置く職	②課名、④係名（係長の場合「〇〇係長」）、⑤職名（係長、係員の場合は未記入）
交番等に置く職	②交番等名（交番所長の場合「〇〇交番所長」）、③職名
警察学校長	①「富山県警察学校長」
警察学校職員	①「富山県警察学校」、②職名
<p>○ 事務取扱や兼務がある場合については、一の職について1行で記載し、その他の職については改行した次の1行に併せて記載することとする。</p> <p>○ 担当事務又は兼務事務を明らかにする必要があるときは、それぞれ「(〇〇担当)」又は「(兼〇〇)」の表示をすることができる。</p> <p>○ 巡査という階級にある警察官のうち巡査の実務の指導及び勤務の調整の職務を行うこととされているものについては、「階級」欄に「巡査長」と表示することができる。</p>	

別表第2

区分	記載範囲	除外するもの
別記①から⑤に入れる職	<p>別記例の丸数字に入れる職は、下記のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察法（昭和29年法律第162号）第48条に定める富山県警察本部長 2 富山県警察の組織に関する規則（昭和58年公安委員会規則第3号）に定める職 3 富山県警察の組織に関する訓令（昭和58年警察本部訓令第1号）に定める職で右記の職を除外したもの 4 道路交通法（昭和35年法律第105号）第114条の4に定める交通巡視員 5 少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第11項に定める少年補導職員たる少年警察補導員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政職員 ・ 研究職員 ・ 技能労務職員 ・ 統括実務指導官 ・ 主任技能指導官 ・ 技能指導官 ・ 主任実務指導官 ・ 実務指導官 ・ 副主幹 ・ 管理主任
別記階級欄に入れる語句	<p>別記例の階級欄に入れる語句は、下記のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察法（昭和29年法律第162号）第62条に定める警察官の階級 2 巡査長に関する規則（昭和42年国家公安委員会規則第3号）に定める巡査長 3 富山県警察の組織に関する訓令（昭和58年警察本部訓令第1号）第1条の2各号に定める警察一般職員の職名 	